

福井縣に於けるザリガニ・1種について

友 永 富

福井縣に於けるザリガニは、近年急激に蔓延し、遠からず越前平野一帯を侵す憂なしとしない。従つてこれが防除対策の確立こそ目下の急務にして、今や各方面より適切なる施策の強い要望を聞くに至つた。

筆者は數年來、發生市町村に出張の都度見聞觀察を續け、いまその一般を明らかにし得たるを以つてとりあえずこゝに取まとめて報告せんとす。大方の参考にもならば幸甚である。

1. 福井縣に於ける發生小史

本動物は節足動物、甲殻綱、十脚目、アスタクス科に属する *Cambarus* sp. で普通ザリガニ、エビガニ或はガニとも言う。

大正の末期頃アメリカより輸入され、その後関西方面に漸次蔓延したものと傳えられるが、福井縣に於ては、足羽郡社村南居故横山正、故横山秀一の両氏が昭和2~3年頃某水産試験場より、養殖の目的で分譲を受け、自家水田に簡易な溜池を設け、周囲を杉葉にて囲いて養殖中降雨出水等により、次第に附近水田に擴がり、昭和16~7年頃には各地で發見せられるに至つた。

縣農業会調査によれば、昭和22年度に於ける分布状況は第1表の如く、福井市をはじめ15ヶ市町村に及び、その被害面積約340町歩という。

2. 形態

エビに類似し、頭胸部と腹部に分け、全体に堅い甲殻をつけ円筒状をなす。

體長80粂内外、體色黒褐乃至灰褐色を呈す。頭胸甲には棘多し。額角扁平なれども両側多少張出し、前端は第1觸角柄第2節端まで達す。第2觸角鞭は、細長く第2鉗脚を遙かに越ゆ。第1鉗脚はよく發達し、その前端は物を捕獲するに適す。その狀より前述和名あるものなるべし、長さは頭

第1表 ザリガニによる被害面積	
發生市町村	被害面積
福井市	17 反
社 村	1.250 ヶ
麻生津村	800 ヶ
六條村	10 ヶ
東郷村	10 ヶ
東藤島村	5 ヶ
下文殊村	150 ヶ
天津村	200 ヶ
三方村	400 ヶ
西安居村	80 ヶ
立待村	250 ヶ
神明町	60 ヶ
中河村	100 ヶ
舟津村	40 ヶ
新横江村	10 ヶ
計	3.382 反

胸甲長の2倍餘あり。腹部は7環節からなり各體節略同長、尾節も尾脚と同長なり。雄の第1游泳脚は白色棍棒状無毛、雌の第1游泳脚は著しく退化もあり。若き幼生は汚白色を呈す。

3. 経過習性

経過は一定觀察を欠くも7~8年間生存するものゝ如く、產卵期は5月中旬、10月下旬頃の2回なるが如し。

雌は栗粒大的產出卵を腹側に密に粘着せしむ。若き幼生は雌体上に群居す。通常水田、畦畔、農道、小河川沿岸等に、小孔を穿ちて

棲息するも、水温まれば出でて活動す。前進後退自在にして時に尾扇を以つて跳躍す。食餌はヒルの如き小動物、及び雑草等を食するが如く、發生常習地にては除草、中耕上の勞苦少なしといふ。

冬季は孔内深く潜り蟄伏す。水温あれば畠地でも棲息を許すといえども、普通は水量常に豊かな所に多し。發生多き地方にては1日に反當りバケツに5~6杯位捕獲し得る。

4. 加害状況

ザリガニの水稻に對する加害は、先ず挿秧10日以内の稻苗をはさみ切り補植を要することなり。普通1~2割の被害あり。加害大なる所では、苗不足により轉作せざるべからざることあり。

しかれども太植又は遲植し、苗の活着に支障を來たさる程度の淺水になしおくときはその害を

餘程軽減し得る。なお畦畔に對しては小孔を隨所に掘開し、保水を不能ならしむること、畦畔の崩壊により、刈取稻の運搬に大なる不便を感じしむる点なりとす。小河川沿岸また同様にして、出水降雨等により堤塘破壊の因をなす。

5. 防除法

1. 春季荒起し直後、石灰空素を反當6~9貫撒布し、翌日切り返しをなす。特に切り返しを牛馬耕にてなせば最も良し。その他石灰を前同様反當30貫程度元肥又は追肥をかねて施用する。生石灰の場合は前者の如く効著しからず。

何れにしても本動物は蕃植力旺盛なるため、連

年防除を繰り返えす要あり。

2. 福井縣では未だ實行されないが10%DDT乳剤又は除虫菊乳剤1.5を水深1~2寸とし、反當1ボンド撒布するもよしと言はれる。
3. 撒秧に當りては、なるべく太植するか、遅植し、爾後10日間くらい極淺水に保ちおくこと。
4. 除草、中耕時發見次第捕獲し、食用に供するか、養鶴飼料とするも妙なり。
5. 用水路、小河川等の護岸施設として、河底深くセメント壁を設くるを可とす。

(福井縣指導農業聯合組合連合会)

あとがき

會員諸兄へ — 北陸支場幹事より

昭和24年2月18日長野縣農試験場で本会の發会式をあげ会長には秋濱北陸支場長、副会長には栗林技官、又顧問として八木博士、田杉技官及湯淺技官の3氏が選ばれ引續き研究發表会を開催、多数の活潑な研究發表があり、その講演要旨を印刷にすることに決定、その仕事を支場幹事で御受け致しましたが色々の事情で延引に延引を重ね、遂に今日迄おくれてしまつた事を深くお詫び致します。

何れ又近い内に研究会を開きたいものです。會員諸兄の研究、体験或は意見の發表を期待してゐます。

處で、發会式の折に会長から單なる病害虫の研究会に止まらず北陸農学会迄に發展させたいとの希望がありました、最近北陸農学会を作る機運にあり、それが實現發足すれば本会はその中の一部会にしてはとの意見もありますが、會員諸兄の御意向を當幹事迄御洩し下さい。

尙、今共多數同學の志の入学方御勧誘をお願ひ致します。(24, 8, 10)

北陸病害虫研究會會則

- | | |
|------|---|
| 第1條 | 本会は北陸病害虫研究會と稱する。 |
| 第2條 | 本会は會員の病害虫研究の向上發展並にその防除法普及の徹底を圖ることを目的とする。 |
| 第3條 | 本会は北陸長野地区において病害虫の研究並にその防除法の普及にたづさわるもの及本会の趣旨に賛同するものを以て組織する。 |
| 第4條 | 本会の事務所は農林省農事試験場北陸支場内に置く。 |
| 第5條 | 本会はその目的を達する爲次の事業を行ふ。
1. 病害虫に関する研究会、講演会等の開催
2. 会誌の發刊。 |
| 第6條 | 3. 其の他必要と認める事項。
本会の役職員は左の通りとする。
会長 1名。副会長 1名。幹事若干名。
役職員の任期は一ヶ年とする、但し重任をさまたげない。 |
| 第7條 | 本会に顧問を置くことが出来る。
会長、副会長は總会に於て推薦する、幹事は會員より互選する。 |
| 第8條 | 会長は会務を總理する。副会長は会長事故ある時之に代はる。幹事は会長の命を受けて会務を司どる。 |
| 第9條 | 總会は年一回開催する。会長必要と認める時は臨時總会を開くことが出来る。 |
| 第10條 | 總会に附議すべき事項は次の如くである。
1. 会則の變更。
2. 役職員の改選。
3. 会計報告並に次年度経費の決定。
4. その他必要と認める事項。 |
| 第11條 | 幹事会は必要に應じ会長之を招集する。 |
| 第12條 | 本会の經費は会費並に寄附金を以て之に充てる。 |
| 第13條 | 本会の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。 |

附則 本則は昭和24年2月18日より施行する。